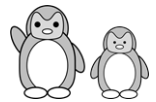


## 養子と相続

### ～養子の種類～

令和5年8月作成



さて、親子とは何でしょうか。生物学的な親子と法律上の親子には実はいくつかの違いがあります。民法上、母子に関しては出産により親子であるとされます。しかし、現在は医学の進歩で代理出産等により、遺伝子上の親子とは異なる関係が生じることがありますが、法律上はその確認を取ること無く出産により親子とされます。また父子の関係においては、妻が婚姻中に懐胎した子には、夫が嫡出否認の訴えを起こさない限り、血縁関係の証明を待たず、嫡出子として妻と母子関係が、夫と父子関係が成立するとされています。

また、法律上、上記の様な事実とは別に親子関係を構築する制度があります。それが「養子縁組」制度です。養子縁組は、養親と養子との間に法律上の親子関係を作り出す制度です。なお、養子縁組制度には実は2種類の制度があります。それが「普通養子縁組」と「特別養子縁組」と呼ばれるものです。まず、どちらの制度にも共通する養子縁組の効果には以下のようなものがあります。

- ・養親と養子は、お互いに相手を扶養する義務を負う。
- ・養子の氏が養親の氏に変更される。
- ・養親が死亡したときは、養子は養親の相続人になる。養子が死亡したときは、その養子に直系尊属（子や孫など）がいなければ、養親が養子の相続人となる。

上記の養子と養親の関係については普通・特別養子縁組のどちらにも共通して生じるものです。では、両制度の相違は何でしょうか。それは「実父母」との関係にあります。普通養子縁組の場合、養父母と養子の間に新たな法律上の親子関係が生じても、実父母との法律上の親子関係も継続します。簡単に言うと父親や母親が単純に増えるということになります。

一方で特別養子縁組の場合は養父母と養子の関係が法律上の親子関係が生じるとともに、**実父母との法律上の親子関係が消滅**します。そのため、特別養子縁組には原則として実父母の同意が必要です。

また、大きな違いとしては、普通養子縁組は養親が20歳以上であればひとり親でもなることができますし、養子が成年の場合、夫婦一方とのみ縁組することもできます。他方、特別養子縁組の場合、養子は原則として15歳未満であり、養親は必ず夫婦でなければならず、一方の養親が25歳以上であり、もう一方の養親が20歳以上であることが必要です。

また、養子縁組を解消（離縁）する場合にも違いがあります。普通養子縁組は当事者の合意があれば離縁できますし、調停等の手続きを経て離縁することもできます。一方で、特別養子縁組の場合、子の利益が優先されるため、養子、実父母又は検察官の請求により、家庭裁判所が審判によって離縁させることができます。ただし、現在の法律上では特別養子縁組による場合を除き、**実親子の法律上の関係を断絶する手続きはありません**。

